

資料 1 - 1)

市町村保健活動の再構築に関する検討会
(第 7 回)

加古川市資料

平成 1 9 年 3 月 6 日

自治体の概要

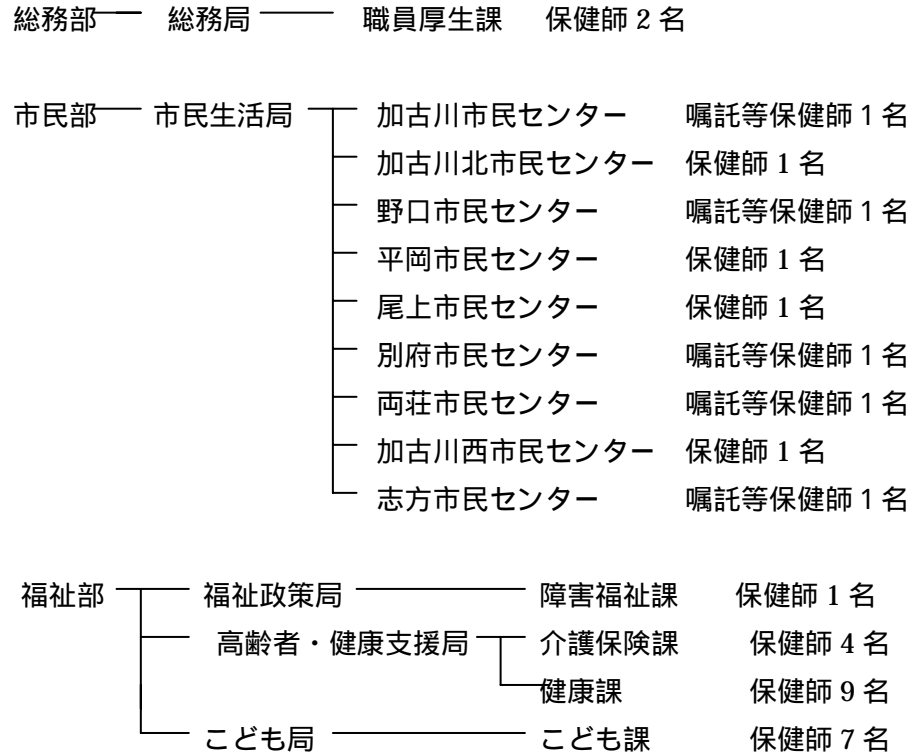
自治体名	人口	面積	年齢3区分別構成割合			合併	保健師1人あたりの人口
			年少人口	生産年齢	老年人口		
加古川市(兵庫県)	266,350人	138.5 km ²	15.2%	67.5%	17.3%	無	9864.8人

自治体の組織図

下記の1)2)について表示する。

1) 保健師が配置されている部署と年齢

加古川市



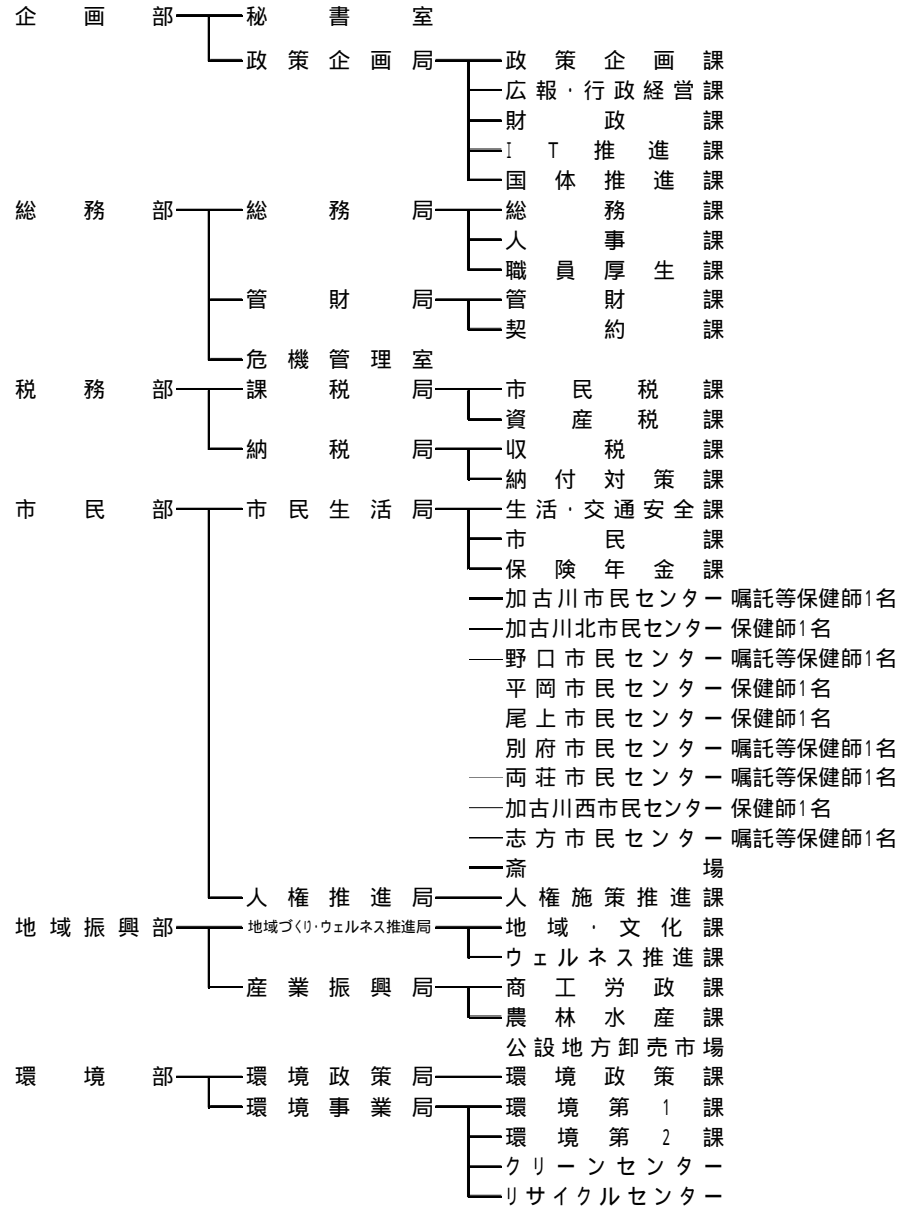
		年代				計（人）
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代以上	
所属部署	介護保険課（地域包括含）		2（1）	2（2）		4
	健康課（保健部門） 成人保健 老人保健（介護予防）	1（1）	4（2）	3	1	9
	こども課（母子保健）	2	4	1		7
	市民センター（保健部門）	2	1	1		4
	障害福祉課			1		1
	その他（職員厚生課）		1	1		2
	計（人）	5	12	9	1	27

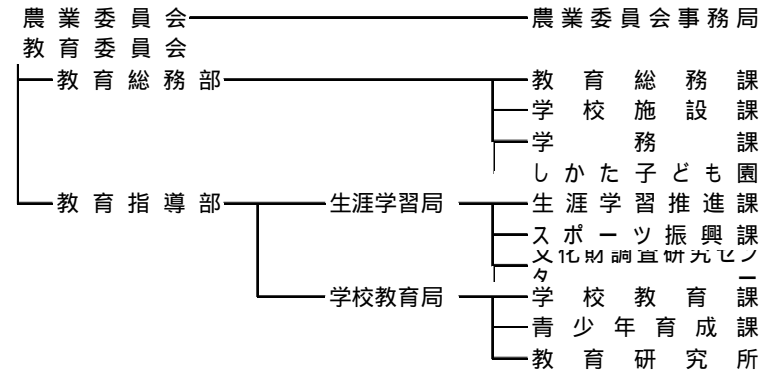
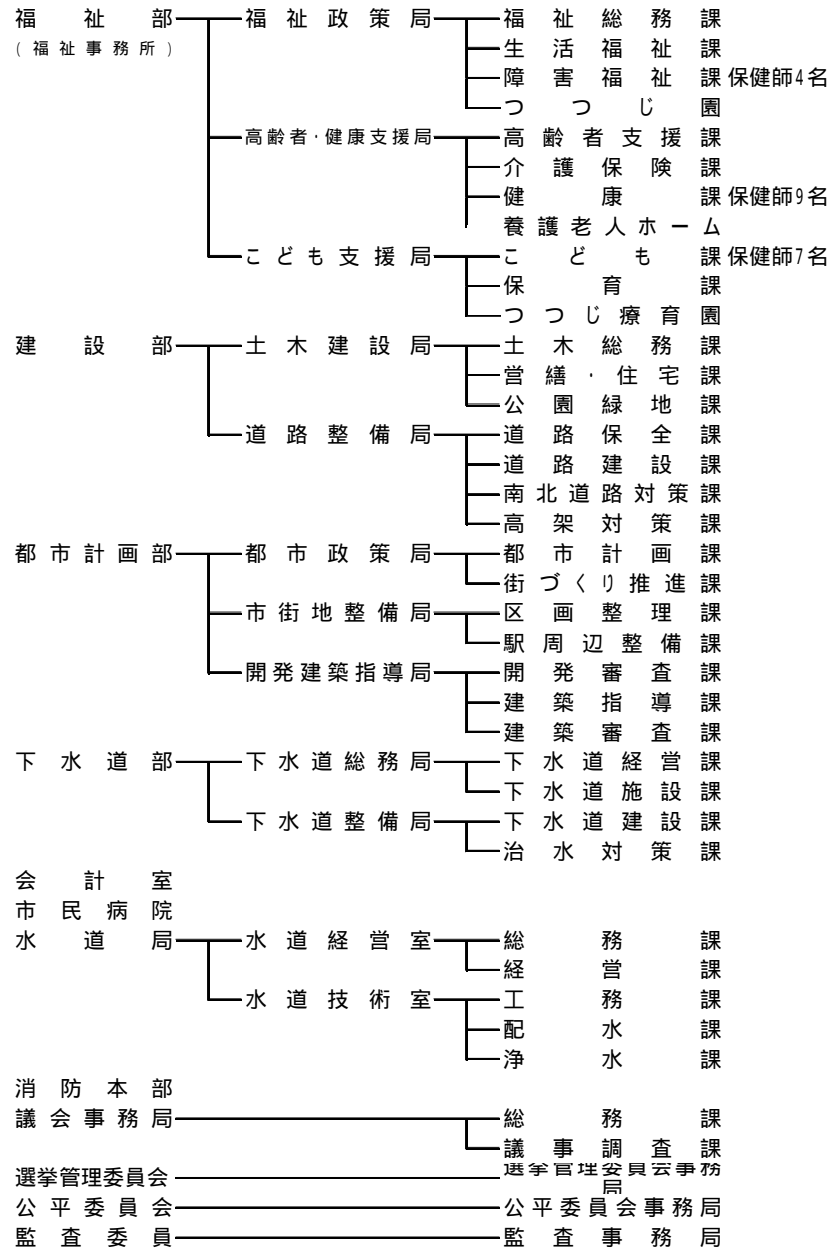
2) 保健活動の統括者

健康課保健指導担当副課長（兼）市民センター調整担当副課長
統括業務の分掌事務への記載なし

加古川市 機構 図

(平成18年4月1日現在)





保健活動の概要

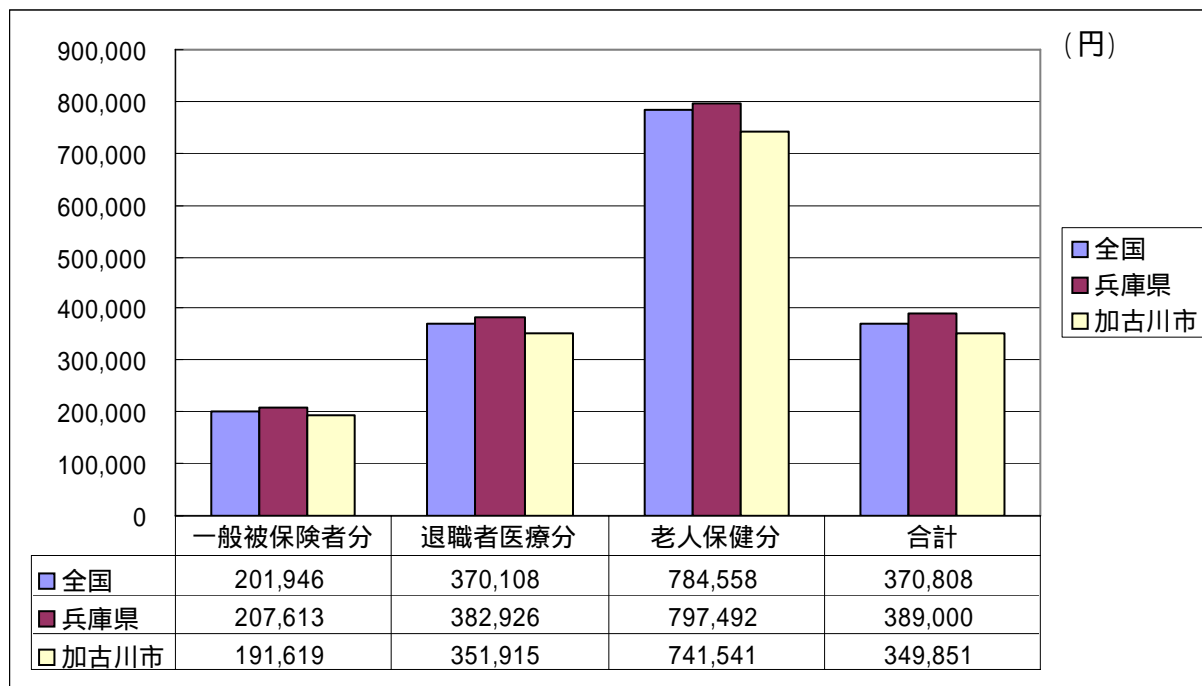
1) 基本健康診査

	基本健康診査受診率	基本健康診査 事後指導実施率	改善率			翌年度健診結果で現状 維持か改善した	65歳以上は個別健診にて医師 による結果説明と保健指導がな されているため事後指導に含な い。
			食事	運動	休養		
平成16年度	53.8%	11.0%	56%	63.4%	24%	-	
平成17年度	53.7%	13.0%	53%	62.5%	68.7%	55%	

2) 母子保健

	1歳6歳児健診受診率	3歳児健診受診率	1歳6か月児健診におけ るう歯の罹患状況	3歳6か月児健診におけ るう歯の罹患状況	出生数
平成16年度	92.2%	92.4%	1.9%	26.6%	2,377人
平成17年度	95.1%	94.9%	1.7%	24.7%	2,316人

3) 国保医療費



国民健康保険中央会「平成17年度国民健康保険の実態」による

4) 自治体の健康課題

(1) 母子保健においてはニュータウンとして転入者が多く近隣住民のつながりが希薄となっている。乳幼児健診でも育児に心配や相談したいことがある保護者は70%で、育児不安やストレスを抱える人が多く健診での相談の充実や健診後の家庭訪問指導などフォロー体制や子育てセンター等の連携をより充実させる必要がある。

成人老人保健では65歳以上の健診受診者が増えているが64歳以下の受診者は対象者の減少もあり受診人数が減少しているため壮年層の受診率向上を図るために健診勧奨の健康教育を実施するとともに、健診実施方法を検討する必要がある。さらに自らの健康の保持増進のために生活習慣改善に取り組めるように個別支援を充実する必要がある。

介護保険では地域包括支援センターが直営1箇所介護保険認定者は7654人17.7%18年度要支援1.2の認定者は2462にんでその内新予防給付を受けた人は1651人67.1%で介護認定を受けてもサービスを利用しない人もあり介護保険の適切な利用方を高齢者に健康教育する必要がある。

介護予防事業では特定高齢者把握事業は50%で特定高齢者は3%となった。しかし通所介護予防に参加する人が少ない。身近な地域で実施している一般高齢者施策の中に含めた事業展開を増やしていく必要があり、地域の住民組織と連携する必要がある。

5) 効果的な保健活動

(1) 健康課題を明確にすることを重視している。現在、加古川市では、住民ニーズを把握し、住民と地域課題を共有し、積極的に健康情報を提供し住民主体の地域保健活動を展開することが課題となっており、そのために、まず住民の身近な地域で健康課題を解決するために、生活圏域9箇所の市民センターに保健師を配置。また、子育て支援を充実するためにこども課母子保健係に保健師を配置。そして、定期的な連絡会を行い本庁とともに健康課題の把握や保健事業の企画調整を行っている。

(2) 地域住民や関係機関と以下のような協働した活動を実施している。

市民センターの住民に身近なところに保健師を配置することで健康相談や健康教育などの依頼を市民がしやすくしている。また、老人会や町内会、民生児童委員等の各地区組織と市民センターが連携しポピュレーションアプローチを中心とした子育て支援から高齢者の健康づくりを担っている。一方、本庁では、健康づくりリーダーを育成し、食生活推進員及び運動普及員として地域の健康づくりに活躍を依頼。また愛育班活動として、地域健康づくりの声かけをしていただく組織の育成にも力を注いでいる。

6) 効果的な保健活動のために取られている方法

- (1) 組織体制については、福祉部と市民部に保健師を配置し、保健分野の連携を実施。そして業務や地区役割分担を行い、住民に身近なポピュレーションアプローチの健康相談、健康教育、訪問指導は市民部市民センターで行い、福祉部はハイリスクアプローチを中心に事業の企画調整を担っている。また、介護保険も福祉部で地域包括支援センターを直営 1 箇所設置し、介護予防事業は保健分野で実施しており、その中に地域包括支援センター兼務の保健師がいる。
- (2) 組織体制の特徴は地域に密着した保健活動を行う分散配置にある。
- (3) 定例的な連絡会や、合同研修会などの方法で地域の健康課題を明確にすることや他の部署の業務を理解するなどして分散配置における課題に対応している。
- (4) 健康課題の明確化のために、以下のようなことを実施している。
 - 財団法人加古川総合保健センター（健診委託先）との連携により健診の状況等を把握している。
 - 保健事業実施連絡会（医師会、保健センター行政などのメンバー）の中で健診の状況や医師会関連事業の検討をおこなうなどから把握している。
 - 月に 1 回係長会議の中で情報交換している。
 - 統括者が自ら保健事業を担う（月 3 回くらい）。
 - 保健事業にマンパワーが不足しているときは、統括者が自ら保健事業を担う（月 3 回くらい）。そのことにより地域住民の状況を把握することができる。
 - アンケート調査を実施している。（乳がん、子宮がんの受診率が少ないため、アンケートを実施してその理由を明らかにしているように、受診率の減少など数字で表されたものについては改善の方向を考えるために実施している。）
- (5) 統括者の役割は、定期的な連絡会を行い分散している保健活動の統一を図ることや各部署での問題点を把握すること、さらに保健活動を上司に理解してもらうこと、住民の健康ニーズや声を把握し施策に展開すること、後輩の育成である。とくに各部署の係長職の保健師との連絡会を定例で実施し財務等の研修や事業業務量の検討、新規事業の報告などを実施している。定例にすることで分散配置であってもどの部署の保健活動に対して理解をすることが得やすくなっている。一方、新人教育についても重要であり、事業に参加したにも課題を把握することが必要である。またジョブローテーションについても機会あれば上司と意見交換し、適材適所を検討することが重要である。さらに個別の面接をする機会を作り直接保健師の意欲や問題点を把握することが役割として挙げられる。

7) 地区組織活動の状況

(1) 保健師が支援している地区組織活動の数

食生活推進員及び運動普及推進員(いずみ会)食生活グループ 10グループ228人 運動グループ 3グループ40人
リラクスマイト(リラククス方法の普及) 1グループ 5人
愛育班(健康づくり地区組織) 2分班 (7町内会)556世帯

(2) 地区組織活動の特徴

リーダー育成に力を注いでいる。食生活・運動の健康づくりのリーダーを育成している。半年ほどの研修を受けて、例えば地域で高齢者が集まっているところに行って指導している。

市民センターの保健師が実施している。介護予防事業の地域ボランティアの研修会を市民センターごとに研修会と交流会を実施している。
(本庁が企画調整を実施する。)

8) 市町村健康増進計画について

(1) 健康増進計画の策定の経過

ウエルネスプランかこがわ

平成13年度18歳以上に郵送によるアンケート調査を実施する。(大学に集計と結果分析を依頼)

平成14年策定委員会を実施 委員26名 4~8月にかけて乳幼児、中学生のアンケートを実施(集計分析は職員実施)

3つの部会にわかれ部会3階全体会2回実施し15年3月に策定した。

委員には市民代表、公募委員、町内会民生児童委員など、各地区組織の代表者も参加。

保健活動体制

1) 分散配置されている保健師間の連携について

- (1) 月に1回定期的な連絡会の実施(市民センターとの業務調整)
 - 2ヶ月に1回監督職との連絡会(保健活動の意思統一や新規施策の調整等)
- (2) 共同での事業の実施
- (3) 部署を超えた職場内研修の実施
- (4) 共同で勉強会・事例検討会の実施

2) 業務分担・地区分担の状況

各市民センターと本庁の業務分担については企画や他職種等の連絡調整を本庁が中心に行い、住民の調整は市民センターが行う。地区分担については母子保健の訪問指導について地区分担をしている。そして特に処遇困難な事例については調整の上本庁が担当する。

3) 統括者の役割

- (1) 市民センター保健師の調整担当
 - ・本庁で市民センター保健師と月に1回定期的な連絡会を実施している。統括する保健師は、市民センターの保健師の調整担当となっている。
- (2) 保健事業についてできるだけ現場にでかけて見に行く。
- (3) 保健師係長等の連絡調整

4) 人材育成の状況

- (1) 行政能力の向上のための研修を企画・実施している。(新人研修は市内部の一般職研修で行われるほか、兵庫県で実施される研修会に参加している。また中堅職員には外部専門研修に積極的に参加的をさせる。また、市内部の財務法制研修の参加をさせる。)
- (2) 各課で業務に関する研修会は保健師全体に連絡し参加を促す。

- (3) 外部研修会への積極的参加と研修会後の報告会を実施する。
- (4) 内部保健活動専門研修会を開催し、外部講師を依頼し、業務評価をしている。
- (5) 専門職のみでなく他課と連携が必要な 20 年の特定健診保健指導などは、担当者レベルのプロジェクトを立ち上げ、企画能力行政職のなかで育成する。
- (6) 個人面接をし、業務の意欲等を聞く機会を作る。
- (7) 適当な時期のジョブローテーションの必要性を上司に伝える。(市民センターへの異動を 2 年程度とし住民と身近な活動する経験を若い年代にするようにしている。)
- (8) 兵庫県では健康福祉事務所(保健所)と連携した地域ケアの総合調整研修会に参加し外部との調整能力の研修に参加している。

国保保険料

医療分
1) 所得割 17 年度中の「基準所得金額」×8% 2) 均等割一人あたり 27600 円/年×(人) 3) 平等割 1 世帯あたり 27600 円/年 1 年間の医療分保険料の合計は 1)+2)+3) 最高 530000 円
介護分
国民健康保険加入者のうち 40 歳以上 65 歳未満の方 4) 所得割 17 年度中の「基準総所得金額」×1.8% 5) 均等割一人あたり 8400 円/年×(人) 6) 平等割 1 世帯あたり 4800 円/年 1 年間の介護分保険料の合計は 4)+5)+6) 最高 80000 円

介護保険料(月額)

第 1 段階	2300 円
第 2 段階	2300 円
第 3 段階	3450 円
第 4 段階	4600 円
第 5 段階	5750 円
第 6 段階	6900 円